

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

2011年度の政府予算が成立し、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な義務標準法の改正法も国会において成立した。これは、30年ぶりの学級編制標準の引き下げであり、少人数学級の推進に向けようやくスタートを切ることができた。今回の義務標準法改正条文の附則には、小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記され、今後、35人以下学級の着実な実行が重要である。また、東日本大震災により被害を受けた学校や被災した児童生徒の転学先の学校への加配措置も付け加えられている。兵庫県においては、阪神・淡路大震災以降、中心的役割を担ってきた「教育復興担当教員」「心のケア担当教員」の実践を継承し、地域社会とのつながりや子どもたちの生活支援をリードするため日常的な心のケアの取り組みを進めている。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要がある。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中学校の望ましい学級規模」として、26人から30人を挙げている。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかである。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加している。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障がいのある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えている。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されている。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中で日本は最下位となっている。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。こうした観点から、2012年度政府の概算要求に向けて下記事項の実現について、政府に強く要望する。

記

- 1 学級編制標準にとらわれず柔軟なクラス編制による少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2011年（平成23年）6月13日

高砂市議会